

自殺対策・生活支援について

厚生労働省
社会・援護局

自殺対策について

自殺対策のこれまでの取組

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

「自殺総合対策大綱」(平成29年7月閣議決定)(概要)

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下) ※令和元年15.7

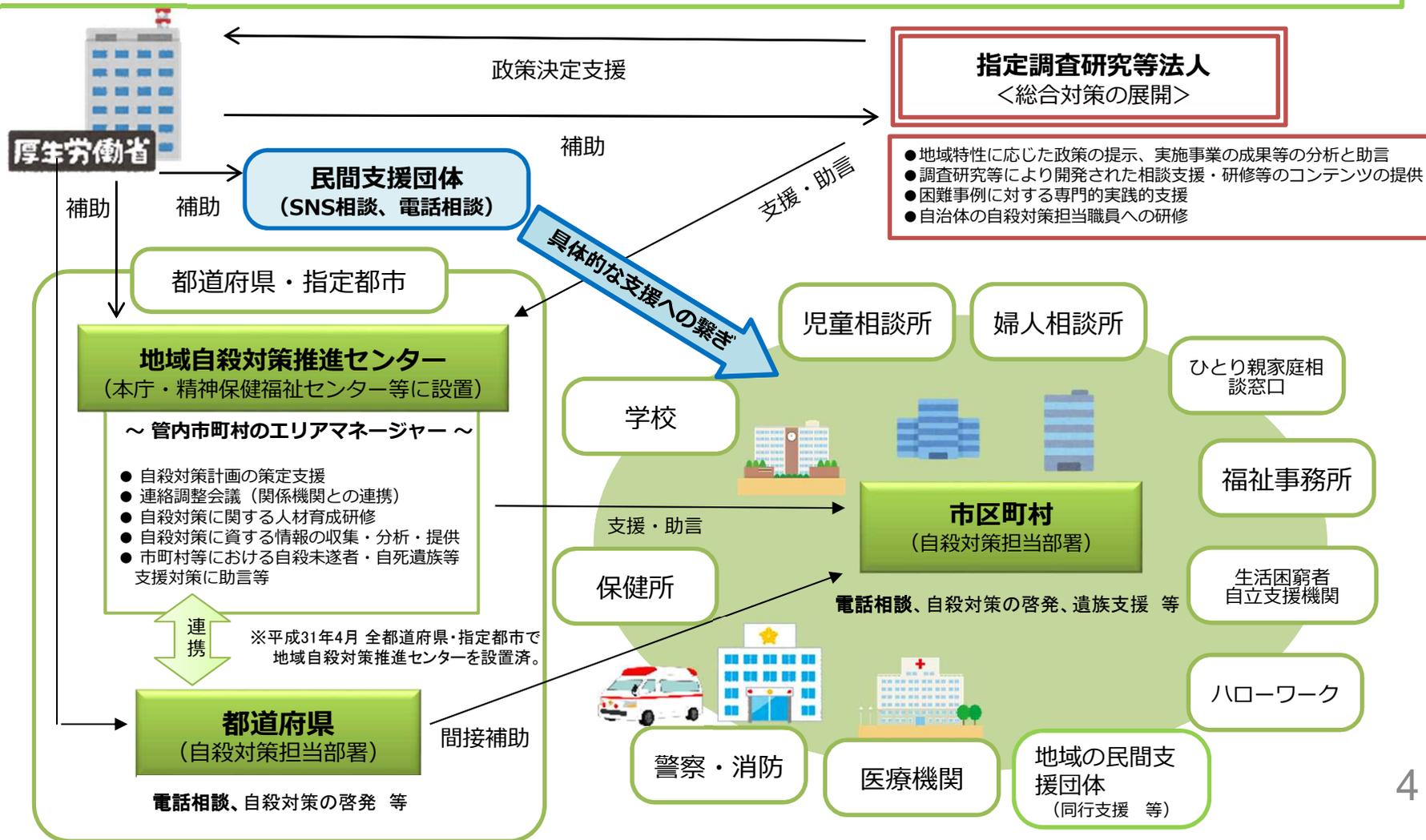
(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

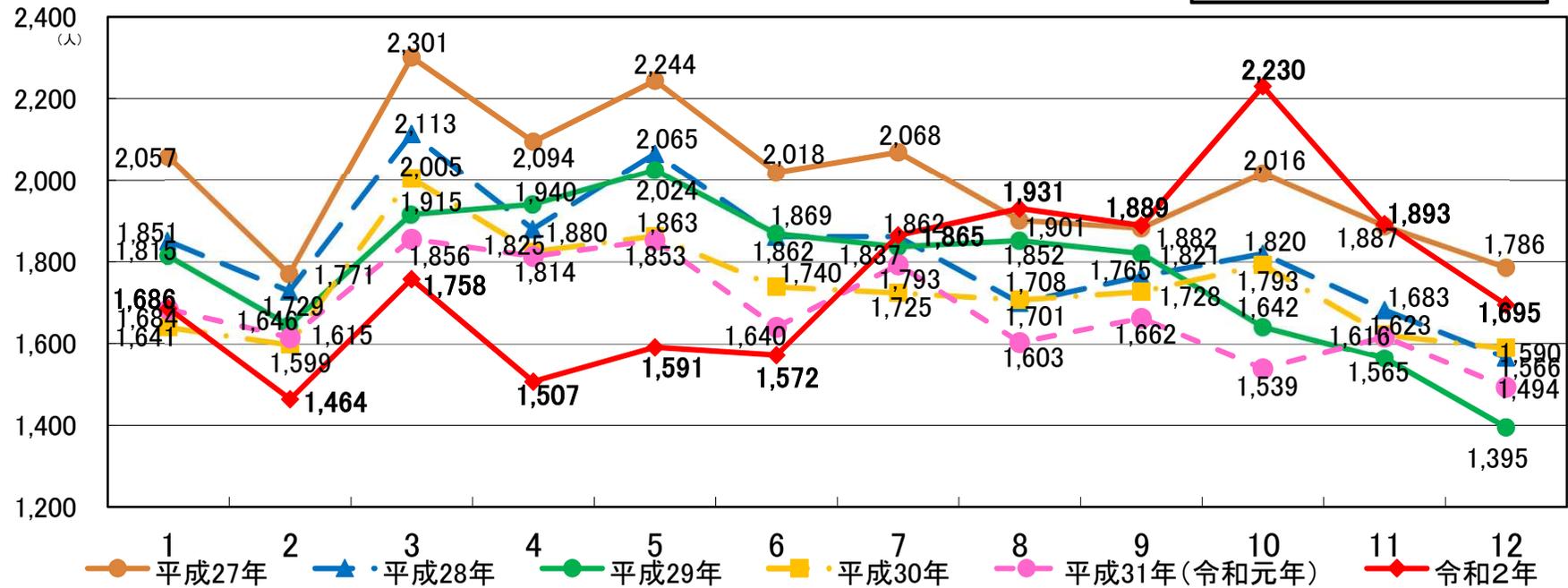
自殺対策の推進体制

- 市区町村において、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、自殺念慮者、自死遺族等への具体的な支援を行う等、地域の実情に応じた自殺対策を実施
- 都道府県及び指定都市が設置する地域自殺対策推進センターにおいて、市区町村への必要な助言や情報提供等を実施。
- 地方自治体や民間支援団体が実施する電話相談やSNS相談は、相談者ごとの悩みや問題に応じて地域の関係機関・支援団体につなぎ、具体的な支援を行う。
- 厚生労働省及び指定調査研究等法人において、地方自治体に対する地域の自殺データ提供、職員の研修、財政的支援、等を実施。また、民間の電話相談やSNS相談に対し、財政的支援を行う。



自殺者数の最近の動向（月別総数）

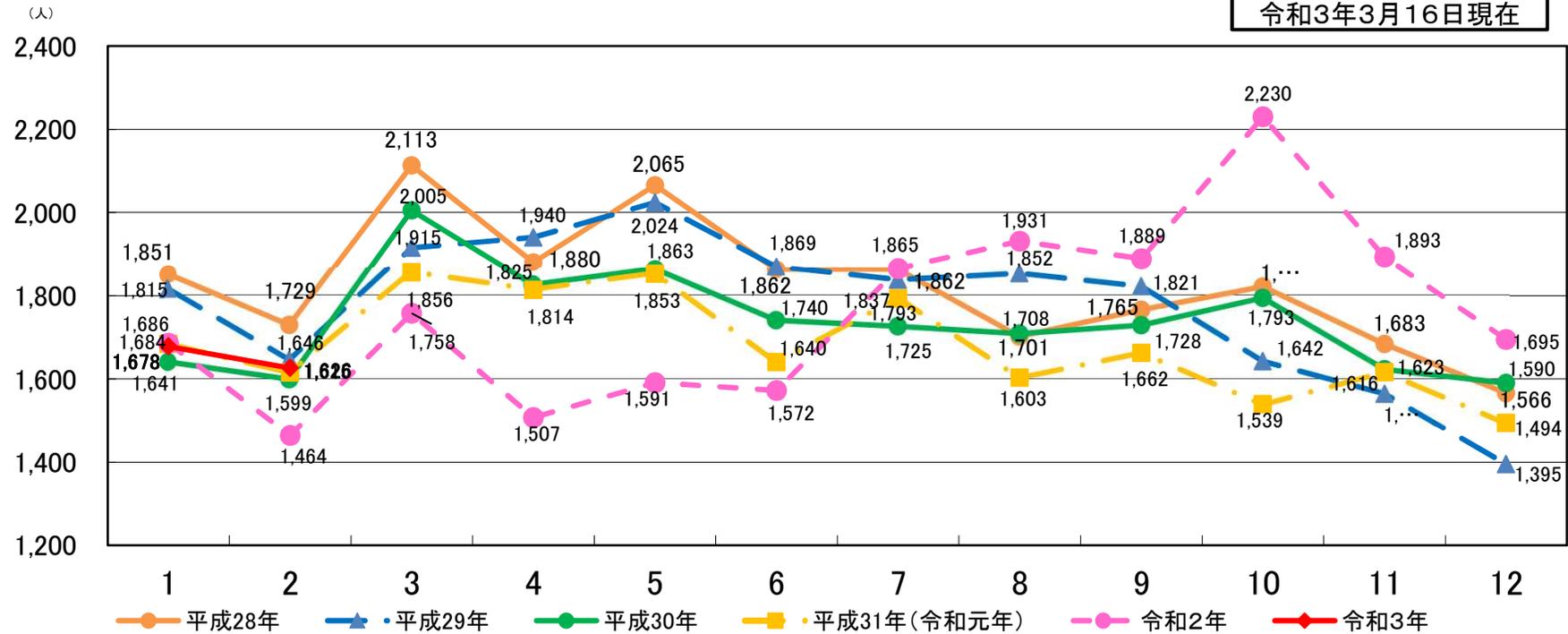
令和3年3月16日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和2年	合計	1,686	1,464	1,758	1,507	1,591	1,572	1,865	1,931	1,889	2,230	1,893	1,695	21,081
	男性	1,189	1,031	1,250	1,063	1,093	1,061	1,199	1,253	1,229	1,341	1,242	1,104	14,055
	女性	497	433	508	444	498	511	666	678	660	889	651	591	7,026
平成31年(令和元年)	合計	1,684	1,615	1,856	1,814	1,853	1,640	1,793	1,603	1,662	1,539	1,616	1,494	20,169
	男性	1,176	1,122	1,324	1,289	1,298	1,145	1,230	1,139	1,161	1,073	1,086	1,035	14,078
	女性	508	493	532	525	555	495	563	464	501	466	530	459	6,091
対前年増減数(月別) (2-元)	総数	2	-151	-98	-307	-262	-68	72	328	227	691	277	201	912
	男性	13	-91	-74	-226	-205	-84	-31	114	68	268	156	69	-23
	女性	-11	-60	-24	-81	-57	16	103	214	159	423	121	132	935

自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和3年3月16日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和3年	合計	1,678	1,626											3,304
	男性	1,127	1,095											2,222
	女性	551	531											1,082
令和2年	合計	1,686	1,464	1,758	1,507	1,591	1,572	1,865	1,931	1,889	2,230	1,893	1,695	21,081
	男性	1,189	1,031	1,250	1,063	1,093	1,061	1,199	1,253	1,229	1,341	1,242	1,104	14,055
	女性	497	433	508	444	498	511	666	678	660	889	651	591	7,026
対前年増減数(月別) (2-元)	総数	△ 8	162											-
	男性	△ 62	64											-
	女性	54	98											-

※令和2年は確定値、令和3年1月は暫定値、令和3年2月は速報値

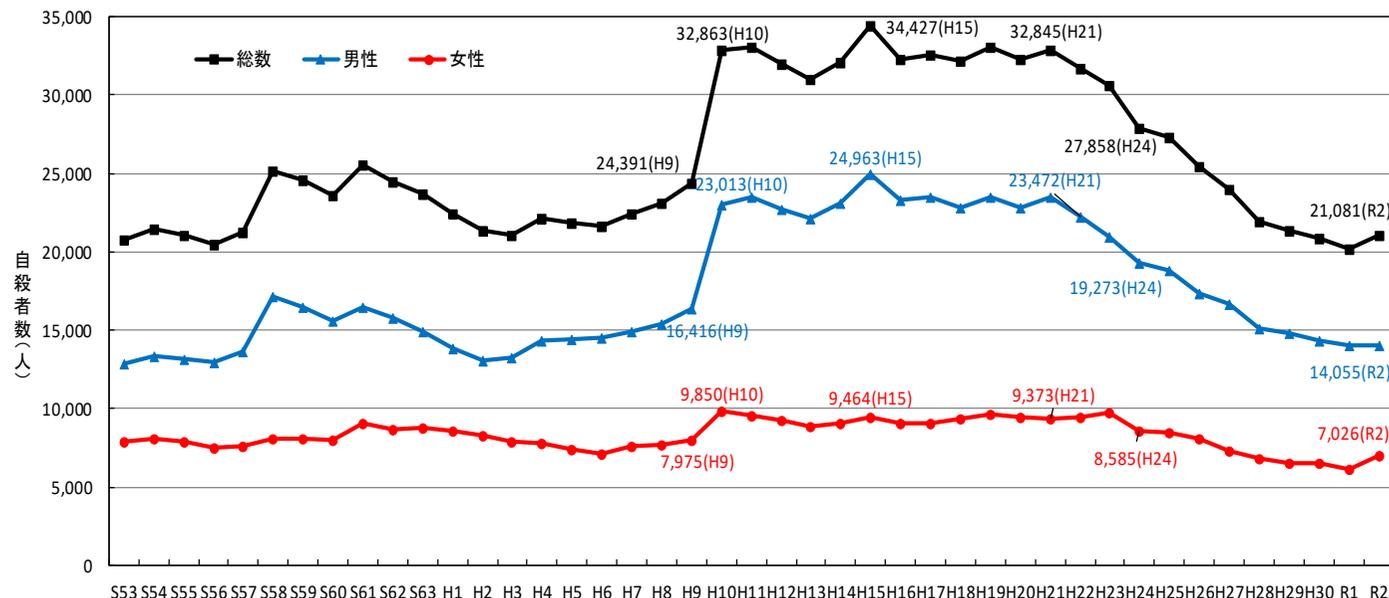
自殺者数の年次推移(昭和53年～令和2年)

自殺者の年次推移 (1 ページ)

年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	21,081	14,055	7,026

○令和2年の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人(約4.5%)増。

○男女別にみると、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている。



警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成。

令和2年(確定値)と令和元年(確定値)の比較について

令和3年3月16日現在

1. 年齢階級別の比較

		自殺者数	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳
令和2年 (確定値)	総数	21,081	777	2,521	2,610	3,568	3,425	2,795	3,026	2,305	54
	男	14,055	466	1,684	1,846	2,466	2,371	1,859	1,912	1,405	46
	女	7,026	311	837	764	1,102	1,054	936	1,114	900	8
令和元年 (確定値)	総数	20,169	659	2,117	2,526	3,426	3,435	2,902	2,917	2,134	53
	男	14,078	443	1,483	1,878	2,511	2,497	2,045	1,882	1,294	45
	女	6,091	216	634	648	915	938	857	1,035	840	8
差	総数	912	118	404	84	142	-10	-107	109	171	1
	男	-23	23	201	-32	-45	-126	-186	30	111	1
	女	935	95	203	116	187	116	79	79	60	0

2. 職業別の比較

		自営業・家族 従業者	被雇用者・勤 め人	学生・生徒等	無職者	うち主婦	うち失業者	うち年金・雇用保 険等生活者	うちその他の無職 者	不詳
令和2年 (確定値)	総数	1,266	6,742	1,039	11,718	1,168	636	5,101	4,745	316
	男	1,094	5,208	652	6,842	0	542	3,110	3,133	259
	女	172	1,534	387	4,876	1,168	94	1,991	1,612	57
令和元年 (確定値)	総数	1,410	6,202	888	11,345	1,025	684	5,081	4,489	324
	男	1,259	5,057	619	6,874	0	597	3,205	3,023	269
	女	151	1,145	269	4,471	1,025	87	1,876	1,466	55
差	総数	-144	540	151	373	143	-48	20	256	-8
	男	-165	151	33	-32	0	-55	-95	110	-10
	女	21	389	118	405	143	7	115	146	2

※無職者には、上記の他に利子・配当・家賃等生活者等の分類がある。

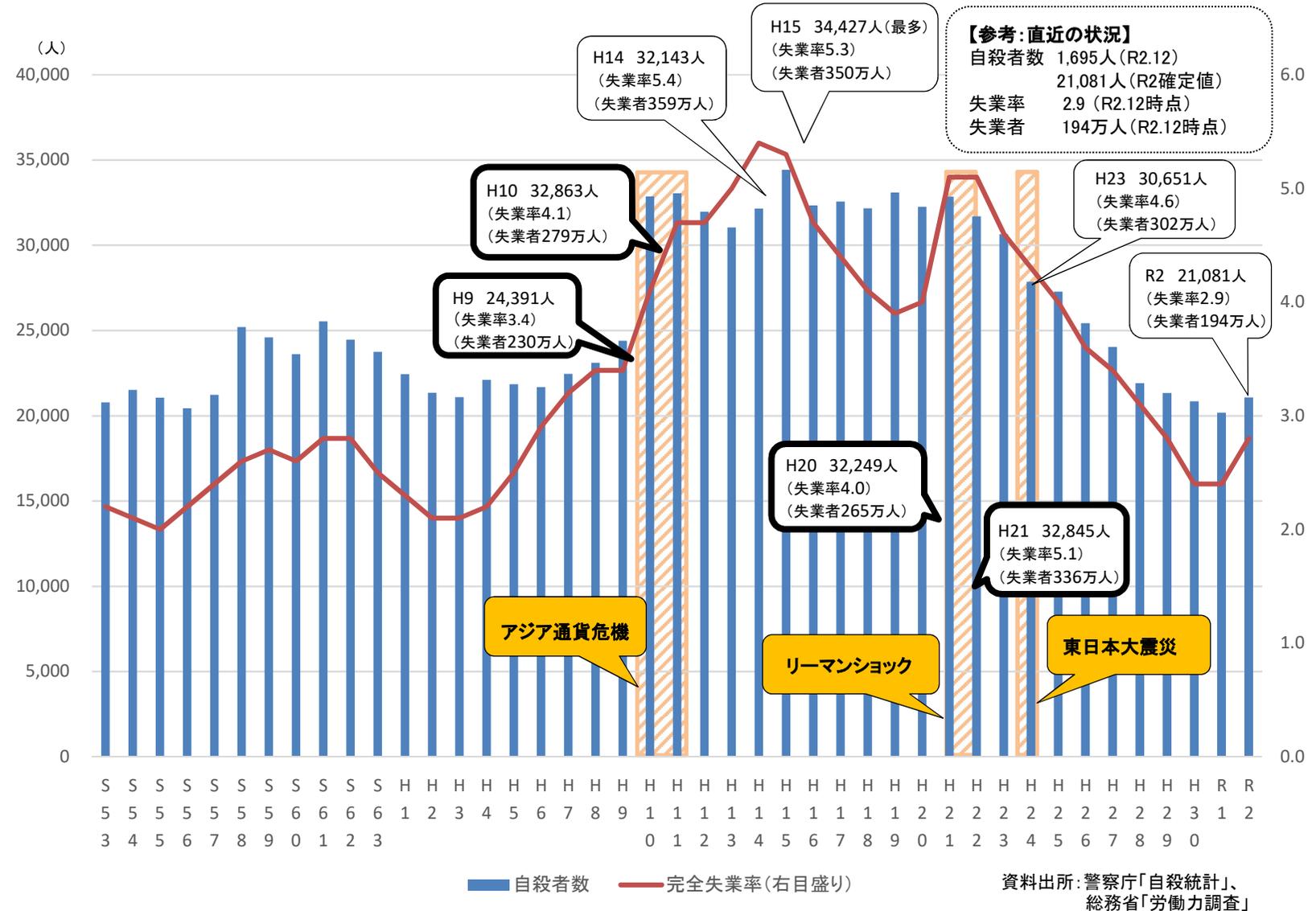
3. 原因・動機別の比較

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
令和2年 (確定値)	総数	3,128	10,195	3,216	1,918	799	405	1,221	5,954
	男	1,836	5,676	2,791	1,591	462	253	816	4,299
	女	1,292	4,519	425	327	337	152	405	1,655
令和元年 (確定値)	総数	3,039	9,861	3,395	1,949	726	355	1,056	5,247
	男	1,870	5,853	2,980	1,711	454	269	763	3,925
	女	1,169	4,008	415	238	272	86	293	1,322
差	総数	89	334	-179	-31	73	50	165	707
	男	-34	-177	-189	-120	8	-16	53	374
	女	123	511	10	89	65	66	112	333

注：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）において特別集計したものである。

自殺者数と完全失業率の推移

○ 過去には、雇用情勢が急激に悪化した際に自殺者が急増。



「コロナ禍における自殺の動向に関する分析について」(中間報告)(概要)

(令和2年10月21日公表。厚生労働大臣指定 調査研究等法人「一般社団法人 いのちささえる自殺対策支援センター」)

- ①4月から6月にかけて、社会的不安の増大で、自身の命を守ろうとする意識の高まり等により、自殺者が減少した可能性があること、
 - ②7月以後、様々な年代の女性の自殺者が増加傾向にあり、「同居人がいる女性」と「無職の女性」の増加が目立つこと、
 - ③自殺報道の影響と考えられる自殺の増加が見られること、
 - ④緊急小口資金の貸付などの政府の各種支援策が自殺の増加を抑止している可能性があることとなっている。
- ※9月、10月の自殺者数の動向は分析に入っていない。

1 本年の自殺の動向は、例年とは明らかに異なる

長期トレンド(2014年以降)を、統計的な方法で、7日間の移動平均により分析したところ、自殺者数はこれまでの減少傾向から上昇に転じている。特に女性の自殺者数の上昇が顕著。

2 本年4月から6月の自殺者数は、例年よりも減少

本年4月～6月までは前年比でいずれも自殺者数は減少しているが、2015年～2019年の回帰モデルに基づく予測値と実測値の差も、4月からほとんどの日において予測値を下回る。社会的危機により、人々の死への恐怖や社会的連帯感の高まりにより自殺者数が減少したと考えられる。

3 様々な年代において、女性の自殺は増加傾向

女性の幅広い年代で自殺者が増加。「同居人がいる女性」「無職の女性」の自殺が自殺率を押し上げている。女性の自殺の背景には、経済生活問題、勤務問題、DV被害や育児の悩み、介護疲れ、精神疾患等、様々な問題が潜んでいる。コロナ禍において、これらの自殺の要因になりかねない問題が深刻化しており、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性がある。
(非正規雇用の減少は女性において著しい(労働力調査)。DVの相談件数は1.6倍(内閣府調査)、産後うつが2倍以上(筑波大研究者))

4 自殺報道の影響と考えられる自殺の増加が見られる

7月の自殺者の日別の状況を分析したところ、有名人の自殺報道がなされた7月18日の前後1週間で自殺者が増加。昨年同時期との比較においても自殺者数は増加しており、有名人の自殺報道が自殺者の増加に影響している可能性がある。

5 8月に女子高校生の自殺者数が増加

本年8月の高校生の自殺者は過去5年間で最も多く、特に女子高生の自殺者数が統計学的に有意に多い。

6 自殺者数は、依然として女性よりも男性が多い

本年7月以降、女性の自殺者数の増加率が高いことから女性の自殺に注目されているが、自殺者数の実数は7:3で男性が多いことに留意。

7 政府の各種支援策が自殺の増加を抑止している可能性

緊急小口資金、総合支援資金等の政府の支援策が自殺者の増加を抑止している可能性を示唆。

自殺対策における主な相談窓口

【主な電話相談窓口】

こころの健康相談統一ダイヤル (電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続)	0570-064-556	令和3年1月より、夜間電話対応を順次開始。
#いのちSOS電話相談 (NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)	0120-061-338	令和3年2月6日より相談開始。 毎日12時～22時
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338 (岩手県・宮城県・福島県から 0120-279-226)	生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、DV・性暴力や自殺防止など5つの「専門ライン」を設置。 24時間対応。
いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日16時～21時フリーダイヤル 0120-783-556
チャイルドライン (NPO法人 チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777 チャット相談もあり	18歳以下の子どもが対象

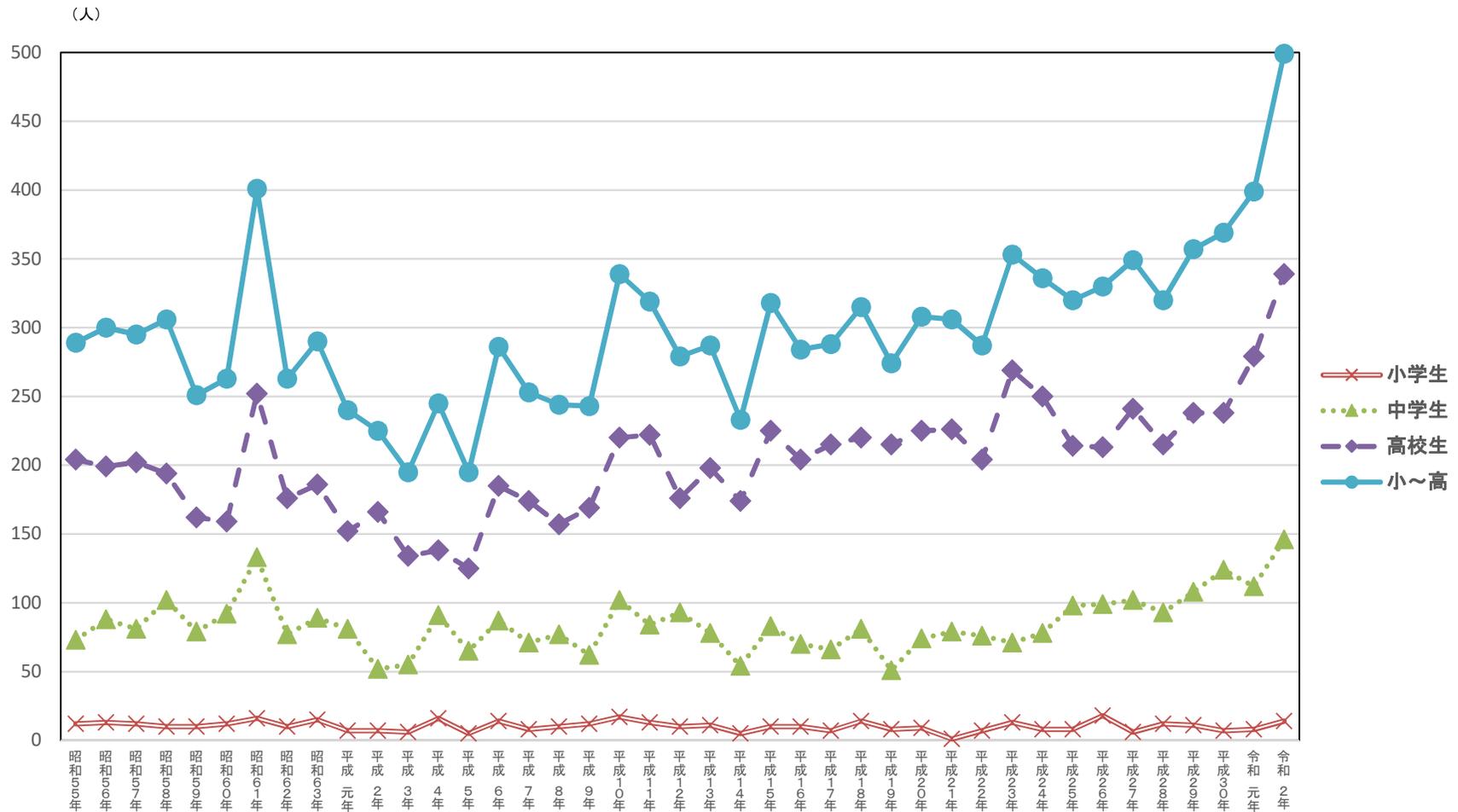
【主なSNS相談窓口】

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク	LINE、Twitter、チャット	
NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア	LINE、Twitter、Facebook、チャット	
NPO法人 BONDプロジェクト	LINE	10代20代の女性のための相談

【その他の相談窓口の紹介】

支援情報検索サイト	http://shienjoho.go.jp/	自治体や民間団体が実施する電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口を集約し、検索機能を付したデータベース
-----------	---	--

小・中・高生の自殺者数の年次推移



小学生	令和2年1月～12月 : 14人
中学生	令和2年1月～12月 : 146人 (過去最大値)
高校生	令和2年1月～12月 : 339人 (過去最大値)
小中高生	令和2年1月～12月 : 499人 (過去最大値)

学生生徒の自殺者数（令和2年と令和元年の比較）

		未就学 児童						学生・生 徒等	小中高生 (再掲)
			小学生	中学生	高校生	大学生	専修学 校生等		
令和2年	総数	0	14	146	339	415	125	1,039	499
	男性	0	4	77	199	297	75	652	280
	女性	0	10	69	140	118	50	387	219
令和元年	総数	0	8	112	279	390	99	888	399
	男性	0	3	65	199	283	69	619	267
	女性	0	5	47	80	107	30	269	132
差	総数	0	6	34	59	25	26	150	99
	男性	0	1	12	-1	14	6	32	12
	女性	0	5	22	60	11	20	118	87

注：警察庁自殺統計原票データを基に厚生労働省自殺対策推進室作成

学生生徒、若者に対する支援の強化

- 自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)に基づき、幅広く対策を実施。特に、最近の傾向を踏まえ、取組を強化しているところであり、引き続き推進していく。

現状	対策(下線は令和2年度から実施、強化したもの)
<p>学生・生徒の自殺者が増加</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナウイルス感染症に対応した、学校における教育活動の再開後の児童生徒に対する、自殺予防を含めた生徒指導上の留意事項について、各教育委員会等に通知を发出</u> ・ 24時間子供SOSダイヤル(子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間悩みを相談することができる全国統一ダイヤル)の周知 ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実 ・ 電話やメール等を活用したより学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラーや医師等の専門家との連携等、メンタルヘルスについて適切に対応いただくよう、各大学等に通知を发出 ・ (独)日本学生支援機構において、メンタルヘルスに関する基礎的な知識の修得や学生支援の更なる充実を目的に、大学の教職員を対象に「心の問題と成長支援ワークショップ」を開催
<p>10代、20代の自殺者数が増加</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康問題や職場のメンタルヘルス支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自殺対策におけるSNS相談</u> ・ <u>新型コロナウイルス感染症にかかる心のケアに対応するため、精神保健福祉センターや保健所等への財政支援を実施</u> ・ 「みんなのメンタルヘルス総合サイト」、「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」によるメンタルヘルス関係の支援情報の提供 ・ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による職場のメンタルヘルスに関する情報提供や電話相談(令和2年5月から回線数増)・メール相談・<u>SNS相談(令和2年6月開始)</u>の実施 ・ 子ども・若者総合相談センターにおけるSNS相談 2. 就労や居場所の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域若者サポートステーションによる就労支援 ・ ひきこもり地域支援センターによる支援 ・ 生きづらさを感じている人や自己肯定感が低い人などが孤立しないよう、居場所づくりを推進

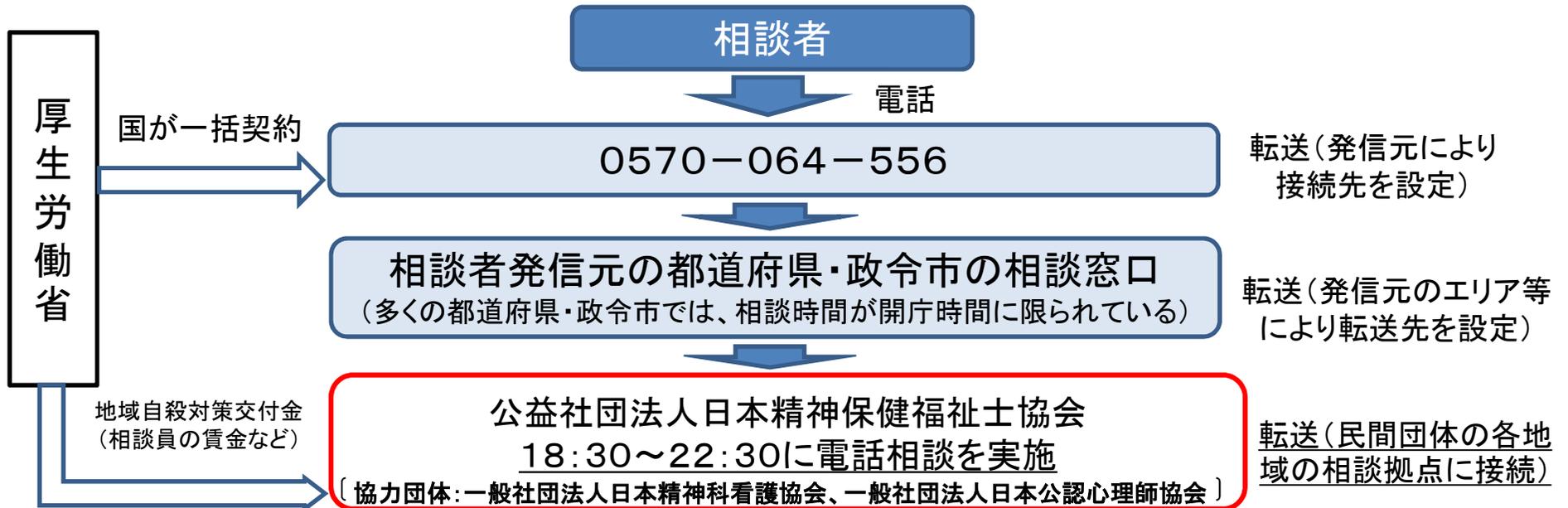
女性に対する対策の強化

○ 自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)等に基づき、幅広く対策を実施。特に、最近の傾向を踏まえ、取組を強化しているところであり、引き続き推進していく。

現状	対策(下線は令和2年度から実施、強化したもの)
<p>女性の自殺者が増加 特に、「同居人がいる女性」と「無職の女性」の自殺者が増加</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>生活資金でお悩みの方への支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ひとり親世帯臨時特別給付金の給付</u> ・ <u>個人向け緊急小口資金等の特例貸付</u> 2. <u>職を失った方等への支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者の早期再就職に向け、ハローワークにおけるきめ細やかな就職支援の実施 ・ 生活保護受給者等に対するハローワークと地方公共団体のワンストップ支援による就労支援の強化 ・ ハローワークにおいて、心の健康相談等(多重債務問題、社会保険関係、税金関係を含む)を、臨床心理士等の専門家による巡回相談やメール相談により実施 <p>※ <u>新型コロナウイルスの影響を受けて職を失った方への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援体制の強化</u> ・ <u>雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の対象人員枠の拡充</u> ・ <u>雇用保険の基本手当の給付日数の延長</u> 3. <u>DVの被害を受ける方への支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナウイルス問題に伴うDVの増加・深刻化に対応するため、新たな相談窓口として令和2年4月からDV相談プラスを開始し、相談体制を強化</u> ・ <u>最寄りの相談窓口につながる全国共通電話番号について、令和2年10月から短縮番号(#8008)の導入</u> 4. <u>子育てなどに不安を感じる女性への支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで相談に応じる体制を推進するとともに、必要に応じて他の支援機関に繋げ、総合的・包括的な支援を推進</u> ・ <u>産後うつ等の予防等を図る観点から、妊産婦健診等を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートなどを実施しており、産前産後の母子に対する切れ目ない支援を推進。また、若年妊婦等支援事業により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援等を実施。</u> 5. <u>健康問題や職場のメンタルヘルス支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自殺対策におけるSNS相談</u> ・ <u>新型コロナウイルス感染症にかかる心のケアに対応するため、精神保健福祉センターや保健所等への財政支援を実施</u> ・ 「みんなのメンタルヘルス総合サイト」、「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」によるメンタルヘルス関係の支援情報の提供 ・ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による職場のメンタルヘルスに関する情報提供や電話相談(令和2年5月から回線数増)・メール相談・SNS相談(令和2年6月開始)の実施

こころの健康相談統一ダイヤルの夜間相談体制の強化

「こころの健康相談統一ダイヤル」の地方自治体に対応できない夜間(18時30分～22時30分)相談を受け付けることとし、公益社団法人日本精神保健福祉士協会等が、1月11日より、関東甲信越地域、その他の地域においては、2月1日より順次相談を実施。



地域	相談拠点	令和3年1月11日開始	2月1日開始	2月8日開始	2月15日開始	自治体が夜間対応を実施
北海道・東北地区	仙台市		青森県、宮城県、秋田県、山形県	北海道、札幌市、岩手県、福島県		
関東甲信越地区	東京都新宿区	茨城県、栃木県、さいたま市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟県、長野県				群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、
東海北陸地区	名古屋市		愛知県、三重県	富山県、福井県	岐阜県、静岡県、	石川県(2月15日より24時間化)
近畿地区	堺市		大阪府、大阪市、堺市、奈良県	神戸市	滋賀県、京都府、	京都市、兵庫県、和歌山県
中国・四国地区	岡山市		岡山県、岡山市、広島県	島根県、山口県、愛媛県、高知県	鳥取県、徳島県、香川県	※仙台市、新潟市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、広島市、福岡市、北九州市は、県にて一括実施
九州地区	福岡市		福岡県、熊本県	佐賀県、熊本市、大分県、鹿児島県、沖縄県	長崎県、宮崎県	

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策の強化

令和2年度 第三次補正予算額

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

【要旨】

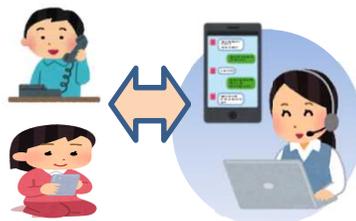
- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、都道府県等が行う自殺を未然に防止するための対策を強化する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方に対して、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。また、自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

【事業内容】

1. 相談体制の拡充

○ 電話・SNS相談

- ・行政機関が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供



- 対面相談: 関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化



2. 相談員等の養成及び質の確保

- 対面、電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成と育成



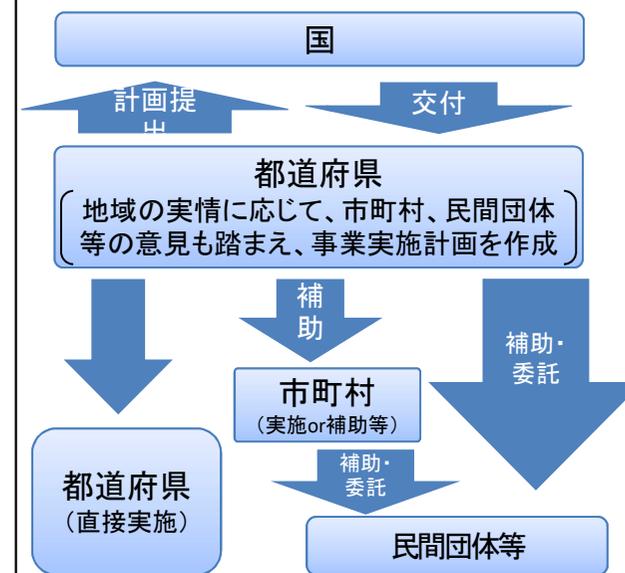
3. 自殺防止対策の情報発信の強化

- 自殺リスクを抱えた方に必要となる支援情報や自殺相談窓口等に関する積極的な周知

【事業スキーム】

- 実施主体: 都道府県

- 補助率: 国 3/4



自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

令和3年度予算案 34億円(令和2年度33億円)	
【内訳】	
地域自殺対策強化交付金	27.8億円 (26.3億円)
調査研究等業務交付金	4.4億円 (4.4億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.3億円 (1.3億円)
その他(本省費)	94百万円 (96百万円)
※令和2年度第三次補正予算額	
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数	

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進(令和3年度:27.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。
- コロナ禍において、自殺防止対策に取り組む民間団体に対して、電話やSNSを活用した相談事業等に継続的な支援を行う。

2. 指定調査研究等法人機能への確保等(令和3年度:6.6億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。

3. 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化(令和2年度第三次補正:140億の内数)

- コロナ禍において自治体が行う、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。
- 自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

SNS等の相談から、地域におけるネットワークを活用した包括的な支援



対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化



自殺対策の情報発信について

相談支援についての情報発信の全体像

生きづらさを抱える方の相談

- ・こころの健康相談統一ダイヤル（TEL※夜間含む）
- ・生きづらびっと（SNS相談）
- ・こころのほっとチャット（LINE,facebook等）
- ・よりそいホットライン（TEL）
- ・いのちの電話（TEL）
- ・10代20代の女の子専用LINE
- ・チャイルドライン（TEL、チャット）

生活にお困りの方の相談

- ・市町村の自立相談支援機関（相談窓口）
- ・社会福祉協議会（相談窓口）
- ・福祉事務所（生活保護の相談窓口）

つながっていただきたい
相談・支援先

厚労省の有する媒体

- ・厚労省HP（コロナ特設ページ、生活困窮者自立支援、まもろうよ こころ、報道発表）、内閣官房HP（コロナ特設ページ）
- ・大臣会見による発信、記者発表
- ・リーフレット・チラシの配布

様々な情報媒体

- ・新聞報道、ニュースサイト報道
- ・関係団体の広報誌やHP掲載
- ・自治体の広報誌

※著名人の自殺報道に際しては報道機関に対し、模倣自殺のリスクに留意するとともに、相談窓口を併せて周知をするよう徹底。

厚労省の行う広告

- ・政府広報（TVcm）
- ・youtube動画配信
- ・広告ポスター、インターネット広告
- ・SNS広告（Facebook・Twitter・LINE）

SNSによる拡散

- ・大臣会見や報道についてのシェア
- ・公式twitter、facebook等のシェア

「困っているがどこに相談したらいいかわからない・・・」に応えるために

厚労省トップページ

⇒雇用調整助成金・・・等に関する情報

⇒「生活と雇用を支えるための支援のご案内」

※冊子は厚労省HPでダウンロード可能

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

相談窓口一覧①
皆様一人一人のお悩みに寄り添えるよう、各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

仕事について相談したいとき

- **ハローワーク** [TEL:最寄りのハローワークにおかけください。]
仕事をあきらめた方は、お近くのハローワークにご相談ください。求人情報は、ハローワークインターネットサービスでも探すことができます。また、職業紹介等は電話で相談できます。あわせて、求職した方で住居・生活に関する支援が必要な方には、支援制度のご案内など、必要な情報も受け付けます。

労働問題（解雇・雇止め等）について相談したいとき

- **特別労働相談窓口等** [TEL:最寄りの窓口におかけください。]
各都道府県労働局に「**特別労働相談窓口**」を設置しております。新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。また、衣冠整理しや入籍料軽減下けにあつた旨のため、新卒就職ハローワークに「**新卒就職衣冠整理料軽減相談窓口**」を設置しています。来所しなくても電話で相談できます。

心の健康について相談したいとき

- **精神保健福祉センター等** [TEL:最寄りのセンターにおかけください。]
保健師・精神保健福祉士等の専門スタッフが、直接や電話等により、コロナのことが不安で眠れないといったお悩みの相談を受け付けます。
- **働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」**
職場のメンタルヘルスに関する情報提供をしています。また、産業カウンセラー等が、メール・電話・SNSにより、メンタルヘルス不調・就業状況により休職を申し込んだりといった情報相談を受け付けます。

DVや子育ての悩みについて相談したいとき

- **DV相談ナビ** [TEL:1800-0111]、**DV相談+（プラス）** [TEL:0120-279-338]
相談者等からの暴力(DV)の悩みについて相談できます。DV相談ナビは、最寄りの窓口につながります。DV相談+は、24時間対応相談。SNS・メールでも対応しています。
- **児童相談所・児童相談所虐待対応ダイヤル**
[TEL:最寄りの児童相談所が、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」におかけください。]
子育ての悩み、虐待の相談等について、お悩みに応じて相談を受け付けます。

生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談したいとき

- **よりそいホットライン（電話等による相談）** [TEL:0120-279-338]
どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。
にこやかな
暮らしの悩みごと・悩みを聞いてほしい方
外国語による相談
外国語による相談
- **SNS等による相談**
LINE、Twitter、FacebookなどのSNSや電話を通じて、年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などのお悩みの相談を受け付けます。

👉「**よりそいホットライン**」
をクリック／QRコード
暮らしの困りごと・外国語相談・DV、性暴力など女性の相談等

よりそいホットライン Language

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。

暮らしの困りごと、悩みを聞いてほしい方
くわしく見る

外国語による相談
Helpline for foreign people
くわしく見る

DV、性暴力など女性の相談
くわしく見る

👉「**SNS等による相談**」をクリック／QRコード

- 電話相談
- SNS相談・・・生きづらびっと（ライフリンク）、よりそいチャット、10代20代の女の子専用LINE（BOND）、チャイルドラインチャット等
- その他の専門的な相談先（メンタルヘルス、DV等）
- 「支援情報検索サイト」（次頁参照）
- 「まもろうよ ころ」（次々頁参照）

支援情報検索サイトの利用方法



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。
※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川昭々

厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころろ」

令和2年8月から、相談窓口、ゲートキーパー、自殺対策の取組みなどの情報をわかりやすくまとめたサイト「まもろうよ ころろ」を公開しています。

あなたの声を聞かせてください

もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか?

電話で話したい

SNSで話したい

命を守る「ゲートキーパー」とは?

自殺を防ぐ「ゲートキーパー」にはさまざまな役割があります

命を守る「ゲートキーパー」の養成テキストなどを掲載

自殺対策の今

自殺対策の概要等を紹介

困った時の相談方法・窓口

困った時の相談方法・窓口の紹介



<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

くわ
詳しくは 検索

主な相談窓口一覧リーフレット



主な相談窓口一覧

もしあなたが先の見えない不安や、生きづらさを感じるなどの様々なこころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。電話では相談しづらい方には、LINEなどのSNSでも相談できます。

電話相談 裏面の「地域の相談窓口」「SNS相談窓口」もご覧ください

こころの健康相談統一ダイヤル

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。

☎ 0570-064-556 相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisats_u/kokoro_dial.html

よりそいホットライン

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

- ・暮らしの悩みごと
- ・悩みを聞いて欲しい方
- ・DV・性暴力などの相談をしたい方
- ・外国語による相談をしたい方 など

☎ 0120-279-338 24時間対応

<https://www.since2011.net/yorisoi/>

いのちの電話 (一般社団法人日本いのちの電話連盟)

☎ 0570-783-556 毎日 午前10時から午後10時まで

☎ 0120-783-556 毎日 午後4時から午後9時まで
毎月10日 午前8時から翌日午前8時まで

<https://www.inochinodenwa.org/>

チャイルドライン (NPO法人チャイルドライン支援センター)

18歳までの子どもがかけられる電話です。チャットでの相談も受け付けています。

☎ 0120-99-7777 毎日 午後4時から午後9時まで

<https://childline.or.jp/index.html>

〇〇県〇〇市 お問い合わせ相談窓口 TEL 〇〇〇 - 〇〇〇〇

地域の相談窓口

表面の「電話相談窓口」もご覧ください

支援情報検索サイト

どこに相談したらいいかわからない時は支援情報検索サイトに地域別、方法別、悩み別に相談窓口を検索することができます。

<http://shienjoho.go.jp/>

SNS相談窓口

表面の「電話相談窓口」もご覧ください

NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク

「生きづらびっと」「よりそいチャット」などのSNSやチャットによる自殺防止の相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつながりも行います。

LINE @yorisoi-chat Twitter @yorisoichat チャット <https://yorisoi-chat.jp/>

相談時間 月・火・木・金・日：午後5時から午後10時30分（午後10時まで受付）
水：午前11時から午後4時30分（午後4時まで受付）

NPO法人東京メンタルヘルス・スクエア

「こころのほっとチャット」では主要SNS (LINE, Twitter, Facebook) およびチャットから、年齢・性別を問わず相談に応じています。

LINE・Twitter・Facebook @kokorohotchat
チャット https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/

相談時間 毎日：午後12時から午後4時（午後3時まで受付）
午後5時から午後9時（午後8時まで受付）

NPO法人BONDプロジェクト

10代20代の女性のためのLINE相談を実施しています。

LINE @bondproject

相談時間 月・水・木・金・土：午後2時から午後6時（午後5時30分まで受付）
午後6時30分から午後10時20分（午後10時まで受付）

〇〇県〇〇市 お問い合わせ相談窓口 TEL 〇〇〇 - 〇〇〇〇

※自殺予防に関する相談窓口リーフレットを作成し、自治体のひとり親家庭施策担当、精神保健福祉担当や労働局等へ活用を依頼。

令和2年度自殺対策強化月間(3月)の取組

- 広報ポスターやインターネット広告等によるSNS・電話相談窓口等の周知を実施。
- 自分の周りにはいるかもしれない「生きづらさを抱えた方々」の存在に気づき、思いに寄り添い、必要に応じて専門家につなぎ見守っていくというゲートキーパーとしての役割について周知し、行動する人を増やすことを目的としたネット記事を作成。

※ ゲートキーパー: 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る人のこと。

【広報ポスター・インターネット広告】



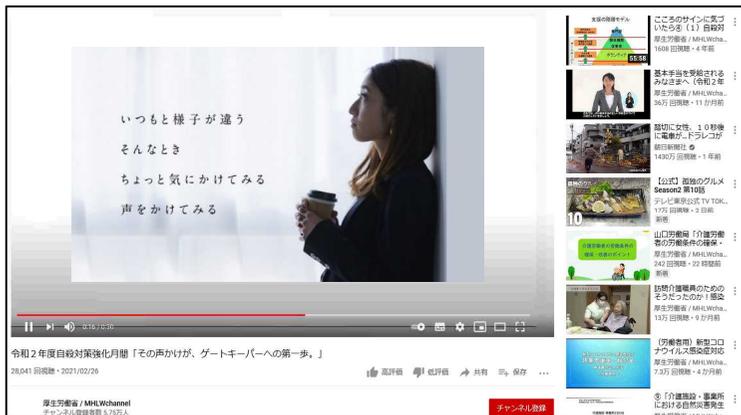
○検索広告 (Google・Yahoo!)



○SNS広告 (Facebook・Twitter・LINE)



○動画広告 (YouTube・Yahoo!)



【ネット記事】 ※図はイメージ

- ・ 周りに「生きづらさを抱えた方々」がいる場合の声がけやサポート方法について、専門家へインタビューを実施。
- ・ インタビューを記事にし、声がけする大切さ、声がけのポイント、相談窓口を頼ることなどについて紹介することで、ゲートキーパーとして行動する人を増やすことを目的とする。

Sponsored 公開 Feb 8, 2021

どう反応していいか迷う...。人から相談されたときに遭遇する4つのこと

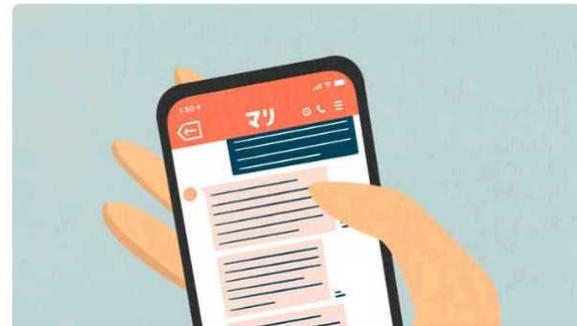
専門家に教えてもらった「悩んでいる人に声がけをするときのポイント」もあわせて紹介します。



最初のコメントを書く



①メールやLINEで相談にのると文章がめっちゃくちゃ長くなる



自殺報道ガイドライン（WHO）を踏まえた報道の徹底について



厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター
厚生労働省

令和2年9月27日

メディア関係者各位

著名人の自殺に関する報道は「子どもや若者の自殺を誘発する可能性」があるため、WHOの『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道の徹底をお願いいたします。

本日9月27日、女優の竹内結子さんが逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道がなされています。著名人の自殺に関する報道は、子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与え、「後追い自殺」を誘発しかねません。メディア関係者各位におかれましては、以下の点にご留意いただき、WHO『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道に徹すよう、お願いいたします。

《センセーショナルな自殺報道によるリスク》

- ▼自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。
- ▼有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人（自身と同じ境遇の人など）の自殺は、その危険性が極めて高くなること。（参考「WHO自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版」はじめに）
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い状況においては、さらに自殺報道の影響が大きくなるのが懸念されること。

WHO（世界保健機関）による「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版（いわゆる『自殺報道ガイドライン』）」において、自殺関連報道として「やるべきでないこと」と「やるべきこと」が明示されています。以下は、その抜粋です。

《自殺関連報道として「やるべきでないこと」》

報道を過度に繰り返さないこと／自殺に用いた手段について明確に表現しないこと／自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと／センセーショナルな見出しを使わないこと／写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

《自殺関連報道として「やるべきこと」》

有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること／支援策や相談先について、正しい情報を提供すること／日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること／自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

相談先の案内については、以下リンクをご参照ください。

- ・よりそいホットライン（電話相談）
- ・生きづらびっと（SNS相談）
- ・厚生労働省 相談先一覧
- ・いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）

報道ガイドラインの詳細は、厚生労働省のサイトにアップされている当該資料をご覧ください。「厚労省 自殺報道」で検索。もしくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>

問合せ先：厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」

press@jscp.or.jp / Tel. 03-6272-9446 / Fax. 03-6272-9447

※厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」は、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、厚生労働大臣から自殺対策に関する調査研究等を行う法人として指定を受けた一般社団法人です。（令和2年4月1日より）

自殺対策を推進するために メディア関係者に知ってもらいたい 基礎知識

2017年 最新版

Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2017

自殺に関する責任ある報道： すぐわかる手引（クイック・レファレンス・ガイド）

やるべきこと

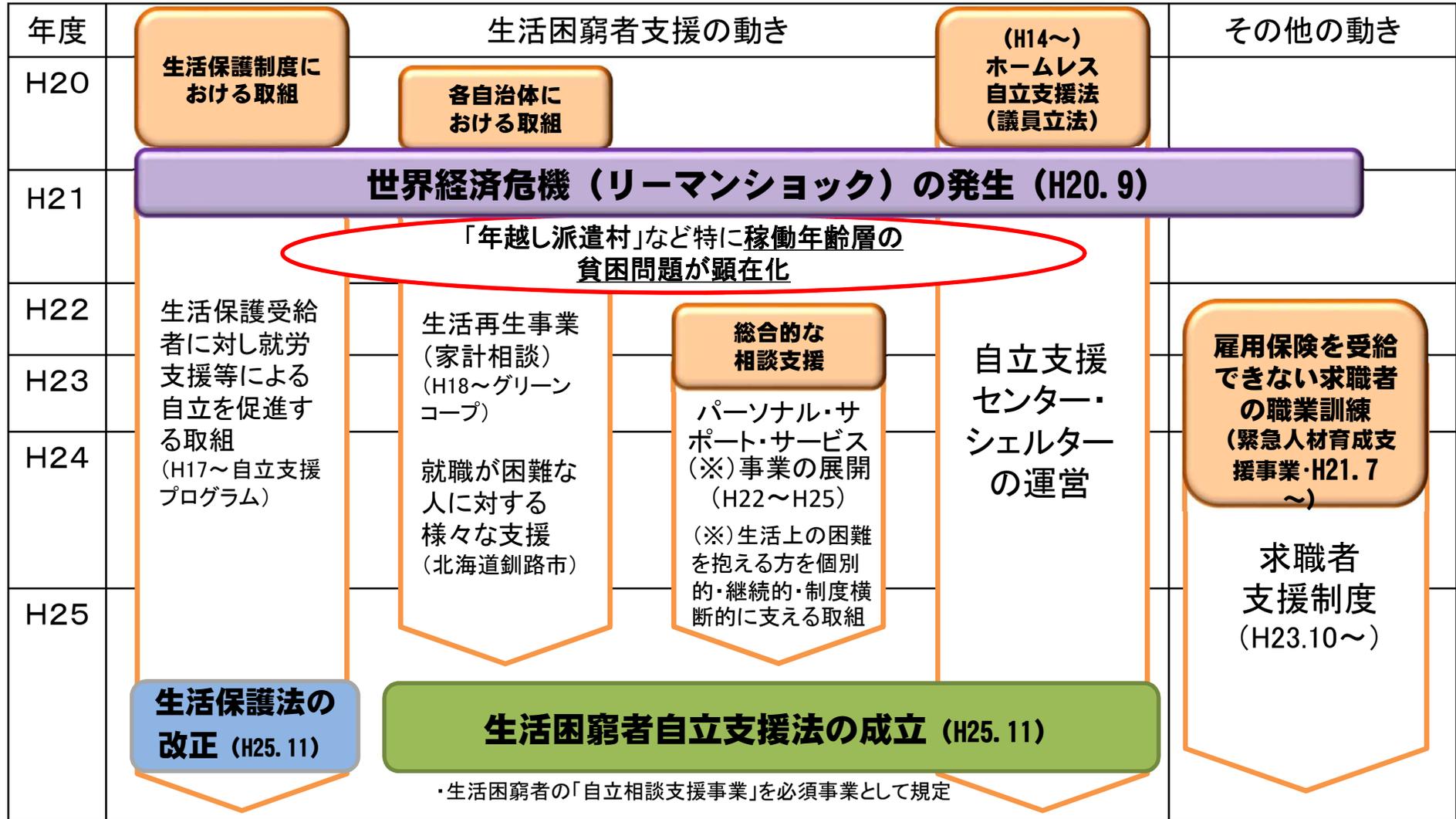
- どこに支援を求めるかについて正しい情報を提供すること
- 自殺と自殺対策についての正しい情報を、自殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと
- 日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道をすること
- 有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- 自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重を期すること
- メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること

やってはいけないこと

- 自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また報道を過度に繰り返さないこと
- 自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと
- 自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- センセーショナルな見出しを使わないこと
- 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

生活支援について

生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活困窮者自立支援法の主な対象者

○ 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。

<主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**
約30万人(H29・厚生労働省推計)

ホームレス
約0.5万人(H31・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**
約0.3万人(R元・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**
約54万人(R元・労働力調査)

**ひきこもり
状態に
ある人**
約115万人(H27・30
内閣府推計による
「広義のひきこもり」
※15～64歳)

スクールソーシャルワーカーが支援している子ども
約11.5万人(H30)(H30・文科省「スクールソーシャルワーカー活用事業」調査)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(H30・総務省統計データ)

国保保険料滞納世帯数約267万世帯(速報値)(H30・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)

無担保無保証借入3件以上の者 約121万人(R2.5末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

生活困窮者自立支援制度の概要

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算案:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
(全国905福祉事務所設置自治体で1,336機関(令和2年4月時点) 国費3/4

- 〈対個人〉
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- 〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

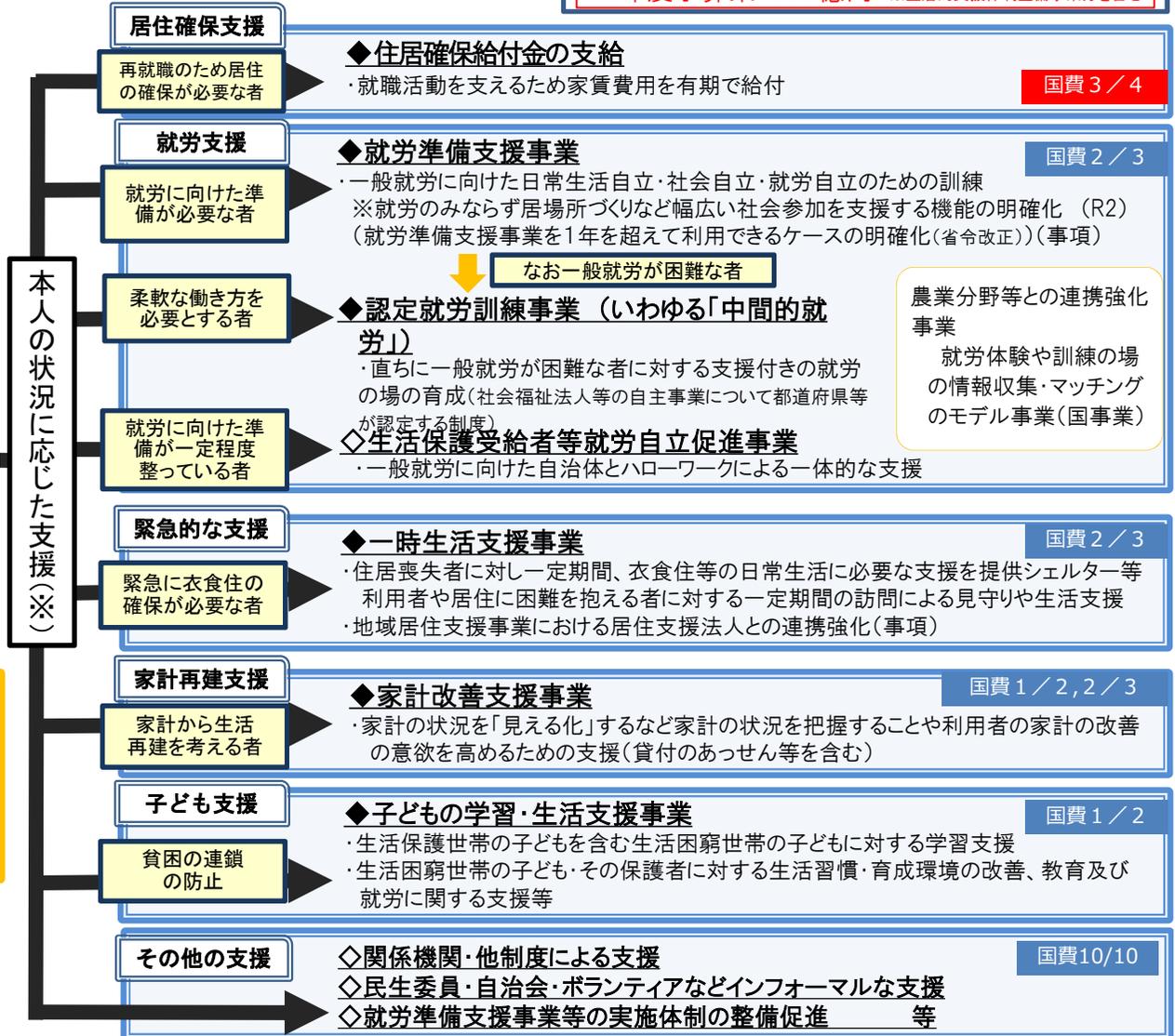
◆福祉事務所未設置町村による相談の実施
・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業 国費1/2
・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓 国費10/10
・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度 第三次補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

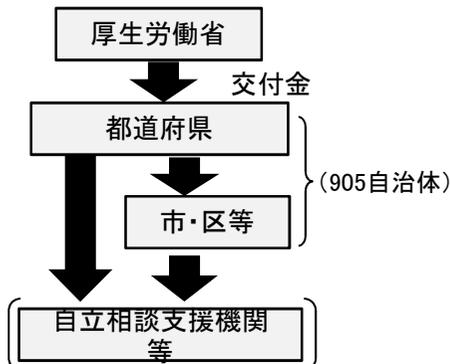
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
905自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和3年3月末から令和3年6月末へ延長。(総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末までに初回貸付を申請した世帯をもって終了する。)

第3次補正予算: 4,199億円
(予算措置額合計: 1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり: 無利子 保証人なし: 年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3日目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施する。

償還免除について

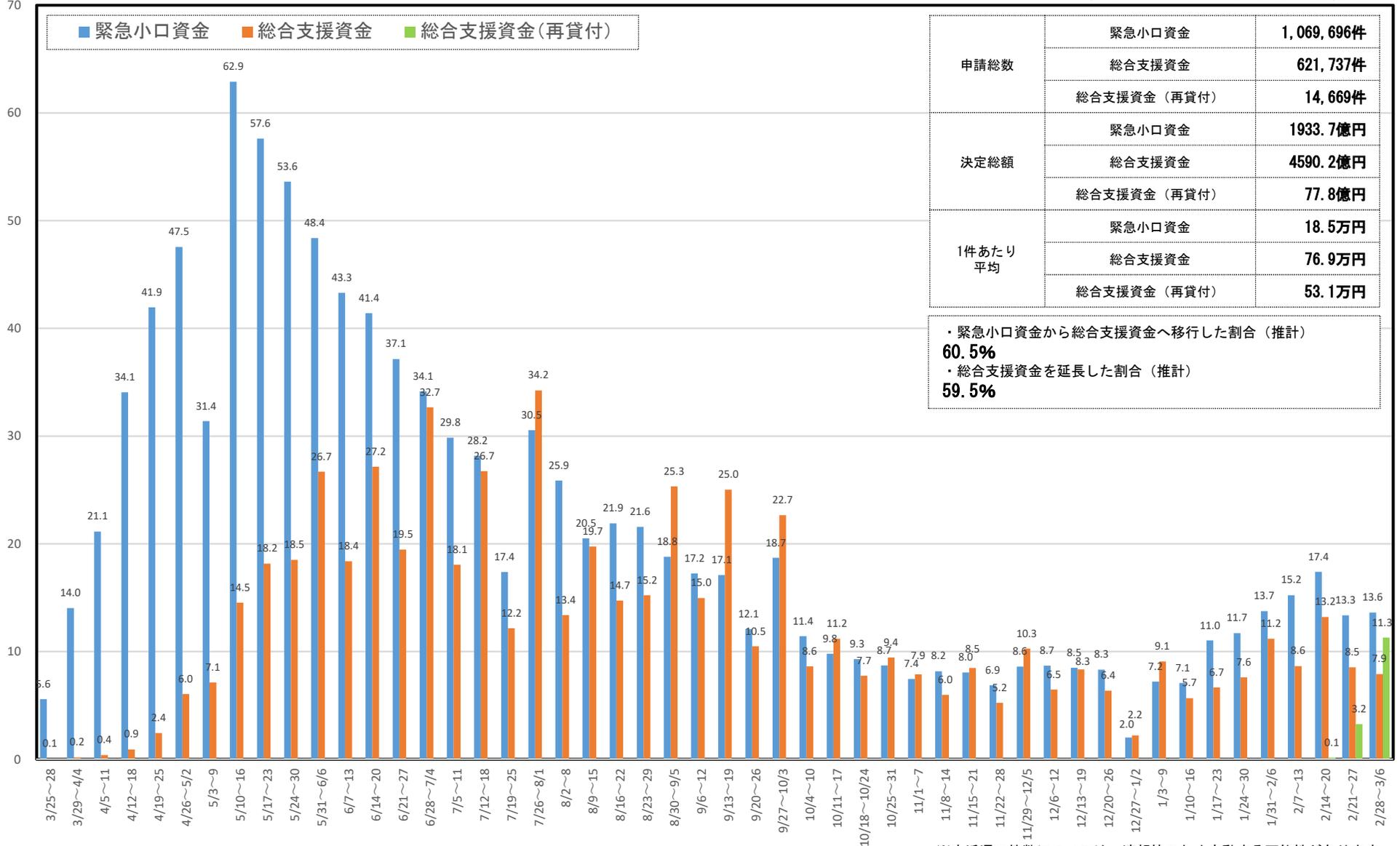
償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	{	確認対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税 ・ 総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税 ・ 総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税 ・ 総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税 	{	住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。
-----------------	---	------	--	---	--------------------------

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

申請件数(千件)

令和3年3月10日現在(速報値)



申請総数	緊急小口資金	1,069,696件
	総合支援資金	621,737件
	総合支援資金(再貸付)	14,669件
決定総額	緊急小口資金	1933.7億円
	総合支援資金	4590.2億円
	総合支援資金(再貸付)	77.8億円
1件あたり平均	緊急小口資金	18.5万円
	総合支援資金	76.9万円
	総合支援資金(再貸付)	53.1万円

- ・緊急小口資金から総合支援資金へ移行した割合(推計)
60.5%
- ・総合支援資金を延長した割合(推計)
59.5%

※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和2年度当初予算額 227 億円の内数
 令和2年度第1次補正予算額 27 億円
 令和2年度第2次補正予算額 73 億円
 令和2年度予備費(9/15)措置額 219億円

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

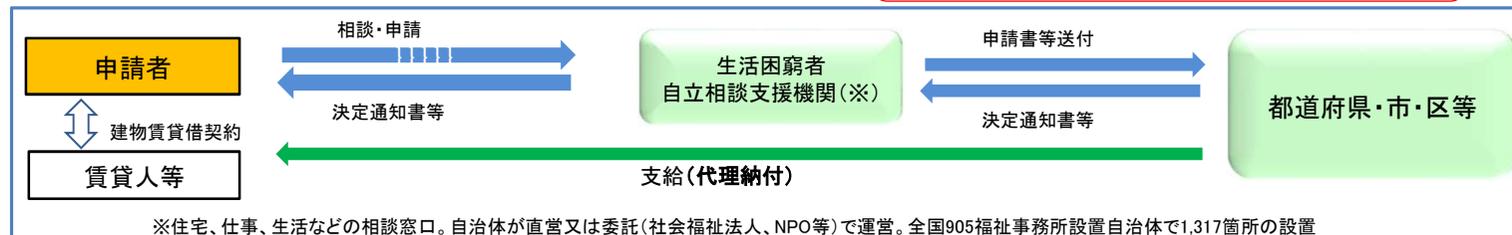
令和2年度に新規に申請し、支給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和3年6月末までの間、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

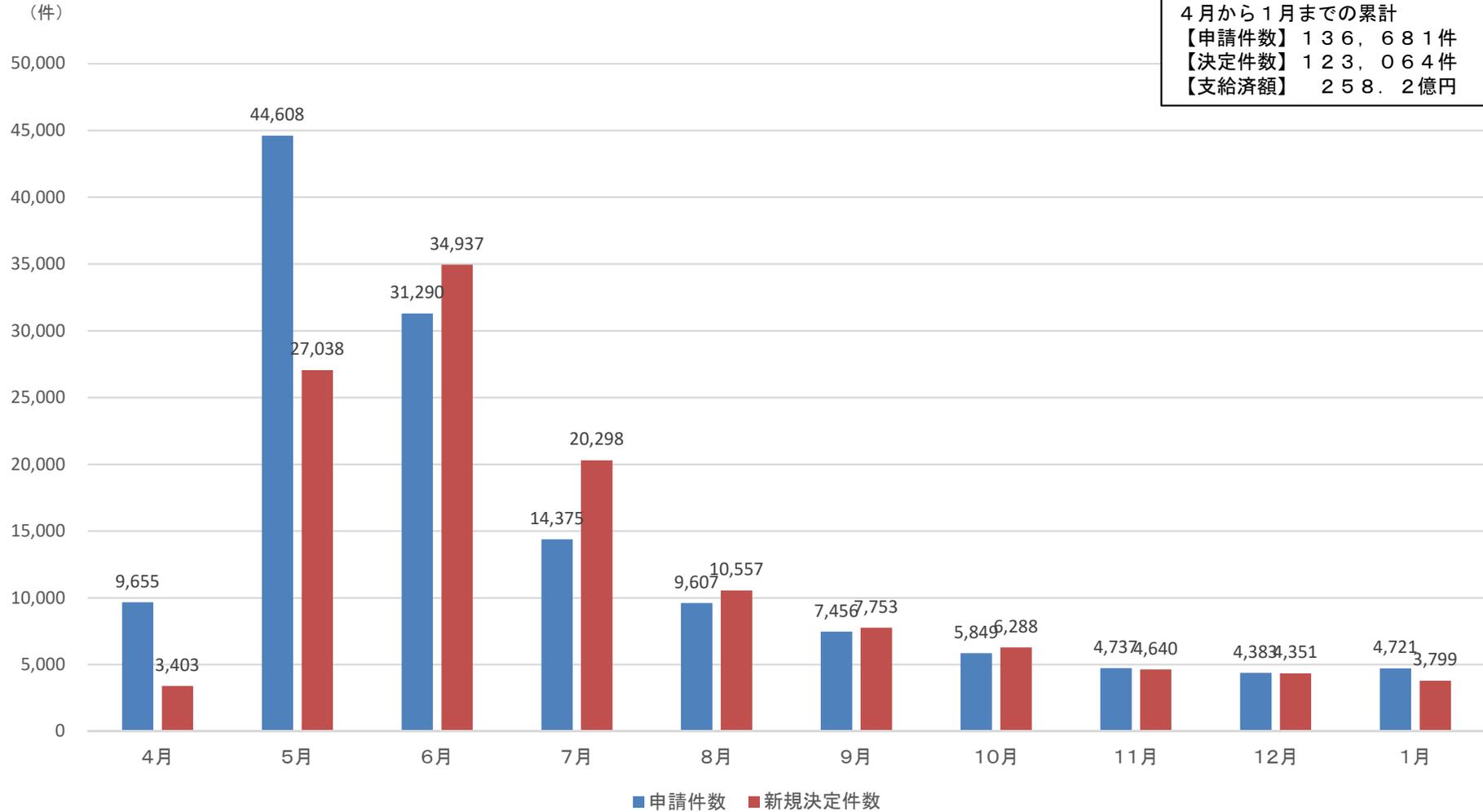
※「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」(3月16日)において3月末から6月末への延長を発表

【事業スキーム】



R2住居確保給付金の申請・決定件数の推移

令和3年2月22日現在（速報値）



4月から1月までの累計
 【申請件数】136,681件
 【決定件数】123,064件
 【支給済額】258.2億円

（参考）令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活保護における対応について

緊急小口資金等の様々な支援を行った上で、なお生活に困窮し、最低生活を維持できない方に対しては、最後のセーフティネットとして生活保護を実施

1. 適切な対応

○生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項として、以下について、随時、事務連絡(※)により周知

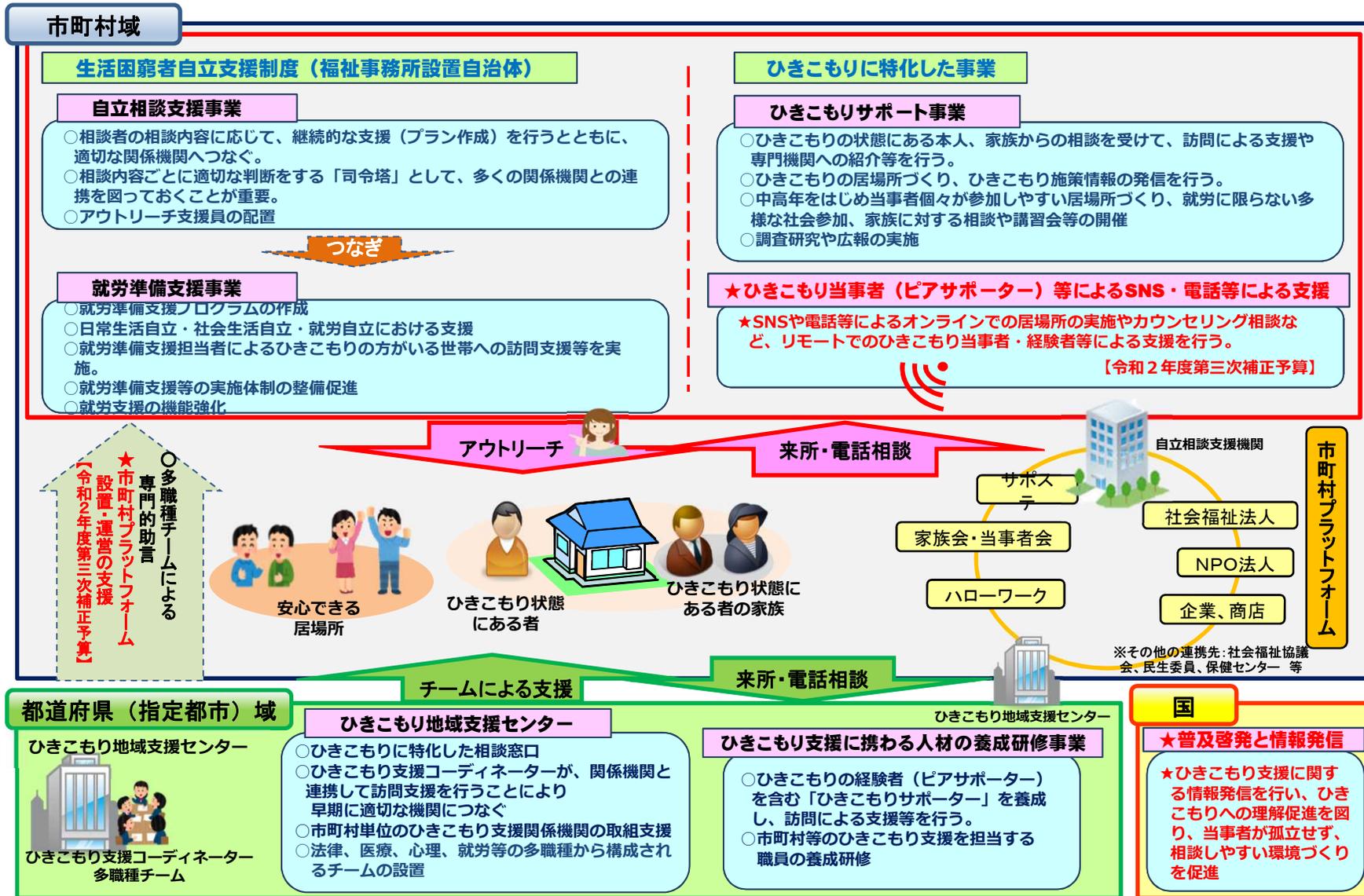
(※)3月10日、4月7日、5月8日、5月26日、9月11日、1月7日、1月29日、2月26日付けで事務連絡を发出。

- 申請権の侵害の防止(いわゆる「水際対策」をしない)、速やかな保護決定
- スムーズな就労再開のため、資産の保有等の柔軟な取扱い(通勤用自動車や自営業用の資産の一時的な保有)
 - ・ 新たに民間保険も同様に取扱う旨を周知(1月29日付け)
 - ・ 基準よりも高い家賃の住居にそのまま住み続けたい希望があれば、一定の場合に一時的に引っ越しさせない取扱い(転居指導の留保)(2月26日付けで事務連絡を发出)
- 就労の場がない場合は、稼働能力の活用の判断を留保
- 扶養照会の運用の弾力化
扶養照会を行わない例について、以下のとおり弾力化。(2月26日付けで通知・事務連絡の改正、事務連絡の发出)
 - ・【改正前】「生活保護受給者の生活歴に特別の事情がある場合」として「20年間音信不通」を例示
⇒「著しい関係不良」の場合として整理
(具体例として、「親族に借金を重ねている」、「相続をめぐる対立している」、「縁が切られている」を例示)
⇒「20年音信不通」は、「著しい関係不良」の具体例のひとつとして「一定期間(例えば10年程度)」と例示
 - ・【改正前】DVのみを例示 ⇒ DVの他に「虐待等の場合」を例示として追加
- 生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の窓口の連携

2. 予算措置

- 面接相談等の業務の臨時職員雇上げ費用(二次補正(4.2億円)、三次補正予算(140億円の内数))
- 業務のデジタル化による効率化の試行事業(三次補正予算(4.8億円))

ひきこもり支援施策の全体像



地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

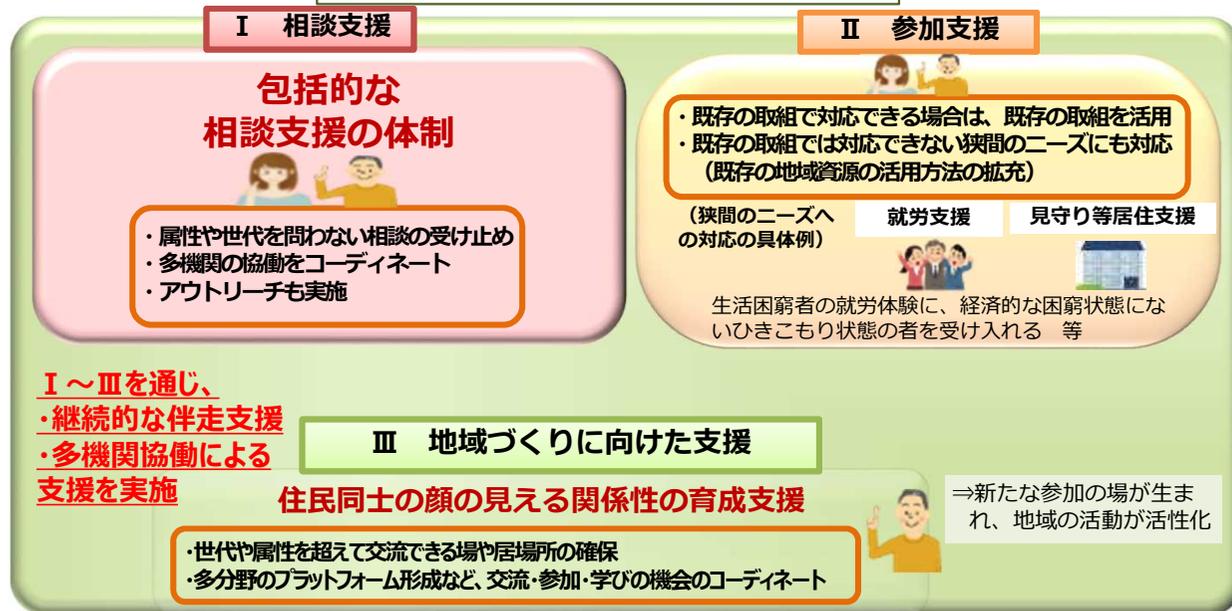
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

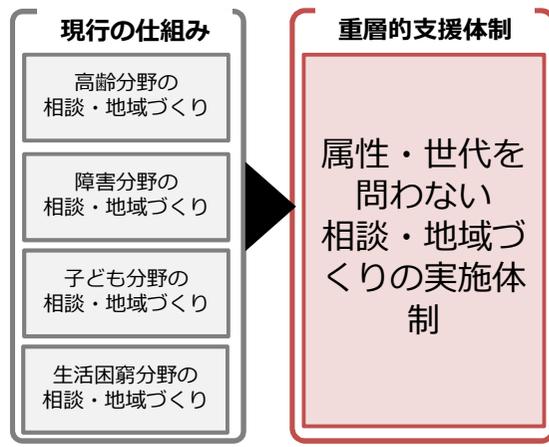
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

生活支援の情報発信について

生活支援についての情報発信（相談窓口について）

👉 相談窓口についてのリーフレット配布

- 自治体、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援機関などに配布
- 厚労省HPに掲載
- 英語など10カ国語で作成

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？
各市町村の相談窓口では、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。

収入が減って家計が苦しい
失業して、家賃が払えない
公共料金に滞納がある
求職活動がうまくいかない
相談相手がいない
債務の返済で困っている

ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口にご連絡ください。

👉 市区町村の相談窓口の紹介（厚労省HP）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

🏠 ホーム 📄 メニュー

🏠 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活困窮者自立支援制度 > 制度の紹介

福祉・介護

制度の紹介

🔵 **生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。**

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まりました。
生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されています。

働きたくても働けない、住む所がない、など、まずは地域の相談窓口にご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

お住まいの市区町村の相談窓口はこちら

年末年始に開所している相談窓口はこちら
※実施状況については順次案内

○新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する方へ
「生活福祉資金の特例貸付」「住居確保給付金」特設サイト

👉 困窮者支援情報共有サイト（支援者のつながり作りにかかる委託事業）

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
困窮者支援情報共有サイト

～みんなつながるネットワーク～

困窮者支援情報共有サイト

🔍 **新型コロナウイルス感染症に関する支援策等について**

📅 7月 全国研究交流大会はこちら

生活者向けの支援に関する情報

🏠 HOME > 厚生労働省から
> **新型コロナウイルス感染症に関する支援策等について**
> 生活者向けの支援に関する情報

生活者向けの支援に関する情報

生活困窮者自立支援全体に関わる
こと

📍 **自立相談支援事業所一覧はこちら**
※全国の自治体に相談窓口が設けられ
ず。

生活支援についての情報発信（個別施策について）

緊急小口資金等・住居確保給付金

リーフレットの配布

- 自治体、社会福祉協議会、ハローワークなどの支援機関に配布
- 厚生労働省HPに掲載
- 英語など10カ国語で作成

SNSでの情報発信

- twitter、Facebookの厚生労働省アカウントで案内

生活支援特設ホームページ（厚生労働省HP）

- 検索ワード：生活支援、総合支援資金、緊急小口資金、住居確保給付金など
- 英語など10カ国語で案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、**償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施**しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的内容のご確認等は下記をお願いします。

貸付手続きの流れ

●一般的なお問い合わせは**相談コールセンター**
0120-46-1999 ※9:00～21:00（土日・祝日含む）

●お申込みは**お住まいの市区町村社会福祉協議会**
※郵送でのお申込みもできます。

※多くの都道府県・指定都市のHPでは、「リンク集」や「市町村・区社協一覧（名簿）」として市区町村社会福祉協議会を掲載しております。
右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

厚生労働省 @MHLWitter

【総合支援資金（再貸付）のご案内】
緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯に対し、総合支援資金の再貸付（最大60万円）を実施します。
2月19日(金)から全国の市区町村社会福祉協議会で申請を受け付けます。

■詳細はこちら
corona-support.mhlw.go.jp/index.html
#生活資金 #特例貸付 #再貸付

生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で
**収入が減少し
生活に困窮する方へ**

緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した方を対象に、総合支援資金の再貸付（最大60万円）を実施します。
受付期間は、令和3年2月19日（金）から3月末までです。
お住まいの自治体の自立相談支援機関にご相談の上、市区町村の社会福祉協議会にお申し込み下さい。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談
0120-46-1999
受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

住居確保給付金相談
0120-23-5572
受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

youtubeで申請方法等の動画を配信

生活支援についての情報発信（個別施策について）

生活保護制度



ホーム



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活保護・福祉一般分野のトピック > 生活保護を申請したい方へ

生活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。

⇒相談先はお住まいの自治体の福祉事務所まで
ご連絡ください。

PDF 福祉事務所一覧 [PDF形式: 1068KB]

生活保護の申請について、よくある誤解

(詳しくは[生活保護制度](#)をご覧ください)

- 扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでない申請できない、ということはありません。
- 住むところがない人でも申請できます。
 - ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
 - ・例えば、施設に入ること同意することが申請の条件ということはありません。
- 持ち家がある人でも申請できます。
 - ・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。
 - ・まずはご相談ください。
- 必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

厚労省HPへの掲載・Twitterでの周知

「生活を支えるための支援のご案内」に掲載するとともに、厚労省twitterで周知（→）

生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください。

■ どのような方が生活保護を受けられるか

- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。（以下のような状態の方が対象となります。）
 - ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
 - ※ 不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
 - ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
 - ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用しても必要な生活費を得られない。
 - ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
 - ※ 保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学3年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って扶養できないか照会します。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。
 - ※ 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。

最低生活費	→	支給される保護費
年金・児童扶養手当等の収入	→	

- 生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

■ 手続きの流れ

- お住まいの自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。
- 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- 上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

■ 生活保護の受給開始後

- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。
- 生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。
- 生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。
- また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます（一部の自治体を除く。）。

※ 緊急事態宣言等を踏まえ、福祉事務所では、一時的な収入減の方の資産の保有など、弾力的な運用を行っています。詳しくは、[厚生労働省HP](#)をご確認ください。

● ご相談はお住まいの自治体の福祉事務所（リンクは[こちら](#)）までご連絡ください。

バナー広告の掲載

Yahoo!ニュース（スマホ版）のバナー広告を掲載
※11月16日（月）～11月22日（日）

日々の暮らしに大変お困りの時は
国民には最低限度の生活が保障されます

ご相談は、地域の福祉事務所へ

厚労省HPへの掲載②

※検索ワード：生活保護 など
(google検索機能を活用)

(参考) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活支援・相談支援の強化

令和2年度当初予算

- ◆ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化(489億円)
- ◆ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備促進(39億円)
- ◆ 自殺総合対策の推進(33億円) 等

令和2年度 第一次補正予算／第二次補正予算

- ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施(359億円／2048億円)
- ・生活困窮者等への支援の強化(65億円)
- ・住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充(27億円／99億円)
- ・生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化(SNS相談事業等の拡充等)
(18億円／8.7億円) 等

令和2年度 第三次補正予算

- ・生活困窮者自立支援の機能強化(140億円の内数)
- ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施(4199億円)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策の強化(140億円の内数)
- ・ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実(140億円の内数) 等

令和3年度 当初予算(案)

- ◆ 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備促進(116億円)
- ◆ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進(554億円)
- ◆ 自殺総合対策の推進(SNS相談の包括的支援体制の構築等)(34億円) 等